

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ICT地域医療・介護連携推進支援事業	一般社団法人徳島県医師会	ICT地域医療・介護連携推進支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
地域医療情報ネットワーク端末整備事業	郡市医師会 各医療機関	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
脳卒中急性期遠隔診断支援システム整備事業	徳島大学病院	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
遠隔画像診断システム整備事業	NPO法人TDIネット	遠隔画像診断システム整備事業に係る給与費（常勤職員給与費、法定福利費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
		事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
地域医療情報連携システム構築事業	本事業により構築するシステムに参加する医療機関等	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
口腔ケア連携事業	(1) 徳島県鳴門病院	(1) 歯科標榜のない病院での口腔ケア連携事業にかかる費用 歯科医師・歯科衛生士等の配置に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び借損料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	(1) 1/2	
	(2) 一般社団法人徳島県歯科医師会	(2) 周術期口腔管理連携事業にかかる費用 周術期口腔管理連携事業運営に必要な人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額。ただし、診療報酬分を除いた額とする。	(2) 10/10	
ICT在宅医療拠点基盤整備モデル事業	一般社団法人美馬市医師会	ICT在宅医療拠点基盤整備に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
在宅医療機器等整備事業	医療機関	在宅医療の提供や在宅医療の支援に必要な機器の備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額に影響がある場合 機能を著しく変更する場合
	郡市医師会	郡市医師会が行うICTを活用した在宅医療・介護関係者の連携システム構築に係る委託費、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅推進医師確保等支援センター設置支援事業	一般社団法人徳島県医師会	(1)施設整備費 在宅推進医師確保等支援センターの設置のため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 在宅推進医師確保等支援センターの設置に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 規模、構造又は用途を著しく変更する場合 補助事業の目的を変える場合 その他別に定めるもの
在宅リハビリテーション体制構築事業	徳島大学病院	在宅リハビリテーション体制構築事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅医療支援のためのかかりつけ医研修事業	一般社団法人徳島県医師会	在宅医療支援のためのかかりつけ医研修の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
訪問看護体制支援事業	公益社団法人徳島県看護協会	(1)訪問看護支援センター設置のため必要な改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)訪問看護支援ネットワークシステム構築のため必要な備品購入費、委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	2/3	
		(3)センター運営・各事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
在宅歯科医療連携室運営事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅歯科医療連携室の設置・運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額に影響がある場合 機能を著しく変更する場合
訪問歯科医療機材整備事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	訪問歯科医療機材の整備に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 規模、構造又は用途を著しく変更する場合
産科医等確保支援事業	分娩を取り扱う医療機関	分娩を取り扱う産科・産婦人科医に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当（分娩手当等）	1 分娩あたり 10,000円	1/3 （ただし、公的医療機関に対しては2/3）	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の目的を変える場合 その他別に定めるもの
新生児医療担当医確保支援事業	N I C U 設置医療機関	N I C U において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として、N I C U に入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当手当）	新生児1人あたり 10,000円 （N I C U 入院初日のみ）	1/3	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業を実施する病院等	(1)新人看護職員研修事業 ①研修経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費(謝金、人件費、手当)、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金(外部の研修参加に伴う代替職員経費)	新人看護職員等が1名のとき440千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円) 新人看護職員等が2名以上のとき630千円 (ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円)	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
		②教育担当者経費 新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)	新人看護職員等5名以上の場合5名ごとに215千円	1/2	
		(2)医療機関受入研修事業 医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費(謝金、人件費、手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費)、役務費(通信運搬費、雑役務費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1名～4名を受け入れる場合1施設当たり113千円 5名～9名を受け入れる場合1施設当たり226千円 10名～14名を受け入れる場合1施設当たり566千円 15名～19名を受け入れる場合1施設当たり849千円 20名以上受け入れる場合1施設当たり1,132千円 20名を超える場合1名増すごとに45千円	1/2	
	徳島文理大学	新人看護職員等スキルアップ研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
	徳島県鳴門病院附属看護専門学校、東徳島医療センター附属看護学校	新人看護職員等キャリアデザイン事業の実施に必要な人件費(給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金)、報償費、旅費、需用費、役務費、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護師等養成所運営等事業	県内看護師等養成所（三好市医師会准看護学院、南海病院付属准看護学院等）	看護師等養成所の運営に必要な経費（教員経費、事務職員経費、生徒経費、実習施設謝金、へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費）	養成所1箇所あたり単価8,080千円 +（生徒数×生徒1人あたり単価） ×調整率 ※生徒1人あたり単価：13,100円 ×当該年度の4月15日現在学生数又は生徒が実在する学年の定員 ※調整率：看護師等養成所の定員数による。（定員80人以下の場合は1.04） ※へき地加算 1校あたり上限973千円 ※看護職員確保過疎地域加算 1校あたり1,000千円	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合
病院内保育所運営等補助事業	病院等（公立・公的以外）	病院内保育所の運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの）	①基本額 A型特例1人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 A型 2人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 B型 4人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 B型特例6人×180,800円×12月（運営月数）－保育料収入相当額×負担能力指数 *保育料収入相当額・・・24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額（上限人数あり） *負担能力指数による調整率・・・設置後3年を経過した病院内保育所を対象に、設置者の前々年度の決算における剰余金等により算出（0.6、0.8、1.0の3段階） ②加算額 24時間保育を行っている施設 20,080円×運営日数 病児保育を行っている施設 187,560円×運営月数 緊急一時保育を行っている施設 20,080円×運営日数	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・その他別に定めるもの

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
小児救急医療体制整備事業	県立中央病院、徳島赤十字病院、半田病院、県立三好病院、各市町村	小児救急医療拠点病院の運営、小児救急医療支援事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、報償費（医師雇上謝金）	<p>（小児救急医療拠点病院運営事業）1か所当たり次の(1)から(3)により算出された額の合計額とする （常勤の体制） (1) 35,926千円×運営月数／12 (2) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第3項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。）3,520千円×運営月数／12（オンコール体制） (3) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 12,403千円×運営月数／12（小児救急医療支援事業） 次の(1)から(5)により算出された額の合計額とする。 （常勤の体制） (1) 休日A、休日B及び夜間 1 地区当たり 26,310円×診療日数 (2) 休日C 1 地区当たり 13,150円×診療日数 (3) 夜間加算（労働基準法第37条第1項及び第4項に定める割増賃金（時間外（125/100以上）及び深夜（150/100、160/100又は125/100以上）を手当している場合に限る。） 1 地区当たり 19,782円×診療日数 (4) 小児救急電話相談実施加算（都道府県が委託等により小児救急電話相談（#8000）を実施している場合に限る。） 1 地区当たり 14,838円×診療日数（オンコール体制） (5) 医師が病院に待機する体制ではなく、専門的な処置が必要な場合に小児科医師が速やかに駆け付け対応する体制（オンコール体制）を執っている場合 1 地区当たり 13,570円×診療日数</p>	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
ドクターバンク強化システム構築事業	一般社団法人徳島県医師会	事業の実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に係るもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
		システム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	3/4	
救急医療等「医療機関・従事者」対応能力向上事業	一般社団法人徳島県医師会	多数傷病者発生時の対応マニュアルの策定に係る検討会、ワーキング、各種研修会の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
救急医療体制強化・充実事業	一般社団法人徳島県医師会	医療従事者を対象とした研修会の開催・実施に必要な報酬、報償費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
特定診療科におけるキャリア形成育成システム構築事業	徳島大学病院、徳島大学	事業の実施に必要な人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、雑役務費）。研修会、講演会等の開催に必要な報償費、旅費、使用料及び賃借料。社会人大学院における研究に必要な需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託費（上記経費に該当するもの）。	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
胎児超音波精密スクリーニング体制確保・整備事業	徳島大学病院	胎児超音波精密スクリーニングの体制確保、整備のための備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
		講演会、研修会の開催・実施に必要な報償、費用弁償、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）。研修のための旅費、負担金（受講料）。専門指導員の人件費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
救急医療体制支援事業	救急告示医療機関（救命救急センターを除く）	救急患者受入のため必要となる給料及び職員手当	救急患者受入1件あたり 1,000円	10/10	
歯科医療関係者研修事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科医療関係者研修事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
歯科口腔保健人材育成事業	徳島大学病院	歯科口腔保健人材育成に必要な経費 人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の額に影響がある場合 機能を著しく変更する場合
女性医師等再就業促進運動事業	一般社団法人徳島県医師会	事業の実施に必要な経費 給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費（上記経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 規模、構造又は用途を著しく変更する場合 補助事業の目的を変える場合
女性医療従事者支援事業	国立大学法人徳島大学	事業の実施に必要な経費 給与費（職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費（上記経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> その他別に定めるもの
離職歯科衛生士再就職支援モデル事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	離職歯科衛生士再就職支援モデル事業の実施に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修会場に設置する保育室に係る費用）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
歯科技工士養成所（徳島歯科学院）研修機能強化事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	歯科技工士養成所（徳島歯科学院）研修機能強化事業の実施に必要な経費（CAD/CAM機器購入設置費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、受講料等）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
在宅訪問歯科診療推進モデル事業	一般社団法人徳島県歯科医師会	在宅訪問歯科診療推進モデル事業の実施に必要な経費 （1）実習用物品購入費用 （2）臨時教員給与費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
看護師等養成所教育環境改善促進事業	県内看護師等養成所	看護師等養成所の教育環境整備に必要な需用費、備品購入費	1か所当たり上限3,000千円	2/3	

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護学生臨地実習指導体制強化事業	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会の受講者がいる施設	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会にかかる手当、旅費、需用費、受講料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
医師事務作業補助者等配置支援事業	医療機関	医師事務作業補助者等の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料、研修費（医師事務作業補助者の基礎知識習得に係る研修に限る）	一人あたり上限 2,000千円	10/10	
協力医療機関への転院搬送支援事業	徳島赤十字病院	医師同乗のうえ、救急自動車（モバイルICU）を用いて患者を搬送する際に必要となる給料、職員手当、燃料費及び委託料	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
地域感染支援及び感染専門医療従事者養成事業	徳島大学病院	感染地域ネットワーク人材養成支援室における事業補助者の人件費（給料、諸手当、共済費等） 感染地域ネットワーク人材養成及び感染地域ネットワーク形成に必要な報償費、国内旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
看護師等養成所支援事業	(1) 徳島県鳴門病院附属看護専門学校	(1) ICT活用による遠隔授業実施体制の整備にかかる報償費、旅費、需要費、使用料及び賃借料、役務費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	
		(2) スクールカウンセリングにかかる報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）	1校あたり上限1,000千円		
		(3) 専任教員の臨床研修にかかる報償費、旅費、手当、役務費、需用費、委託費（上記経費に該当するもの）	1校あたり上限300千円		
		(4) 専任教員養成講習会等受講にかかる受講料	1校あたり上限200千円		

別 表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員人材育成 推進事業	看護職員の特定期行為に係る研修受講者がいる施設	看護職員の特定期行為に係る研修を受講するために必要な経費 代替職員に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、手当、旅費、需用費、役務費、受講料、派遣業者へ支払う各種手数料、備品購入費）	研修受講者1名あたり上限1,000千円	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合
	徳島大学病院	人材育成のための研修等を推進するために必要な経費（給与費（給料、諸手当、共済費等）、報償費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、役務費、委託費（上記経費に該当するもの）、備品購入費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額		
看護職員勤務環境 改善推進事業	（1）医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院	（1）看護職員の就労環境改善支援の実施に必要な新たに雇用する短時間正規職員経費（人件費、法定福利費等）、報償費、旅費、需用費、役務費	1箇所あたり上限2,000千円	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
	（2）次の要件全てを満たす病院 ①看護補助者の配置が診療報酬に評価されていない病棟等 ②勤務環境改善への取組を行っている又は行う施設 ③看護補助者導入のための研修・体制整備等を行っている又は行う施設	（2）勤務環境改善のための看護補助者導入に必要な経費 ①看護補助者の人件費 給与（給料、諸手当、共済費等）、役務費 ②看護補助者の研修・体制整備に必要な経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）	看護補助者1名当たり上限2,000千円	10/10	
退院支援担当者配置等支援事業	医療機関等	退院支援担当者等の配置に必要な給与費（給料、諸手当、共済費等）、派遣業者へ支払う各種手数料	1人あたり上限 2,000千円	10/10	
在宅医療・介護連携サポート事業	郡市医師会、医療機関等	後方支援病院ネットワーク窓口受付（24時間対応）に係る事務消耗品費、ネットワーク参加医療機関や利用者との連絡調整費、受付担当者の人件費等	1箇所あたり上限 2,000千円	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
地域医療従事医師 研修支援事業	医師等	<p>県外又は国外の先進的な医療機関等における研修事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 現住所から研修医療機関等までの往復旅費</p> <p>(2) 住居費(家賃等賃借料、敷金、手数料、負担金等)</p> <p>(3) 研修費(受講料、書籍等購入費、消耗品費、通信運搬費、手数料、使用料、負担金等)</p> <p>(4) その他知事が特に必要と認める経費</p>	一人あたり上限 2,000千円	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合
在宅訪問歯科診療 推進施設機能強化 事業	一般社団法人徳島県 歯科医師会	在宅訪問歯科診療推進施設機能強化事業の実施に必要な経費(設計に係る委託料、工事請負費、備品購入費)	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的を変える場合
阿南医療センター 整備支援事業	徳島県厚生農業協同 組合連合会	<p>(1) 施設整備費 阿南医療センターの設置のため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等</p> <p>(2) 設備整備費 阿南医療センターの設置に必要な備品購入費</p>	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・その他別に定めるもの
病床機能分化・連携 促進基盤整備事業	医療機関	<p>(1) 施設整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、改築等に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等</p> <p>(2) 設備整備費 地域医療構想の達成に向けた病床機能の転換等を進めるため必要な新築、改築等に伴う備品購入費</p>	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅医療人材育成 のための研修事業	徳島県慢性期医療協 会	動画情報を用いたケースカンファレンス及び多職種連携に係る研修会等に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	<p>備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2</p> <p>上記以外 10/10</p>	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
在宅医療課題解決策支援事業	郡市医師会等	各地域共通の課題解決のための取組に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
在宅医療診療情報共有推進モデル事業	全日本病院協会徳島県支部	医療と介護の連携を図るため、診療情報を共有するシステムの構築のための経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	
緩和ケア病床整備支援事業	徳島市民病院	がん患者の全人的苦痛（トータルペイン）の緩和への対応を行う緩和ケア病床の整備に要する改修工事費、医療用器械器具購入費、備品購入費等に係る経費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/3	
徳島赤十字病院日帰り手術センター等整備支援事業	徳島赤十字病院	(1)施設整備費 徳島赤十字病院日帰り手術センター等の設置のため必要な新築、増改築及び改修に要する工事費、工事請負費、委託料及び施工管理費等 (2)設備整備費 徳島赤十字病院日帰り手術センター等の設置に必要な備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
在宅医療同行訪問診療事業	県医師会、郡市医師会等	在宅医療同行訪問診療の実施に必要な給与費（非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（上記の経費に該当するもの）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	

別表 1

1 補助事業	2 補助事業者	3 対象経費	4 基準額	5 補助率	6 重要な変更
看護職員キャリアアップ支援事業	認定看護師研修教育課程を設置する予定の大学	認定看護師研修教育課程の設置・運営のために必要な経費（人件費（給与費、諸手当、法定福利費、報酬、賃金）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託費（上記経費に該当するもの）、備品購入費	予算の範囲内で知事が必要と認める額	10/10	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額に影響がある場合 ・機能を著しく変更する場合 ・規模、構造又は用途を著しく変更する場合 ・補助事業の目的を変える場合 ・その他別に定めるもの
	医療機関等	専門看護師認定登録試験及び登録に必要な経費（審査料、認定審査受験のための旅費、認定料）	1人あたり上限200千円	10/10	
		認定看護師養成研修への派遣等に要する経費（受験料、入学金、授業料（受講料）、実習費、教材費、旅費、宿泊費、認定審査料、代替看護職員の賃金・諸手当）	1人あたり上限2,400千円	1/2	
		専門・認定看護師による講習会実施支援事業に必要な経費（人件費、手当、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料）	1回あたり上限100千円	10/10	
ICT在宅医療・介護情報連携事業	郡市医師会等	ICTを用いて在宅医療・介護の情報連携に取り組むために必要な協議会開催に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料。並びに備品購入費及びICTを用いて情報連携するための委託料。	予算の範囲内で知事が必要と認める額	備品購入費、工事費等の設備・施設整備に要する経費 1/2 上記以外 10/10	
医療ネットワーク基盤整備支援事業	つるぎ町立半田病院	事業の実施に必要なシステム設計・開発費（設計等を委託する場合の委託料を含む）、ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	
ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤整備事業	徳島大学病院	地域の医療機関との連携強化を図り、糖尿病治療をサポートするため、徳島糖尿病克服ネットワークを拡大し、ネットワークへの接続等に必要な経費（サーバー等機器購入費・機器設定費）	予算の範囲内で知事が必要と認める額	1/2	